

—もしもの時 みんなが無事に避難するために—

災害時要援護者登録を受け付けています

お問い合わせ 福祉課総務係 ☎42-8100

災害発生時には、自ら身を守る『自助』が最も重要です。しかし、高齢者や障害者など身体的特性から自助が困難な(要援護者)には、周りの住民(支援者)の「共助」が必要不可欠となります。

地域の支え合いにより、要援護者の迅速かつ安全な避難を実現するため、市では「災害時要援護者登録」を進めています。

■要援護者とは

災害が発生したとき、または発生が予想されるときに『災害から自らを守るために安全な場所に避難すること』に支援(介助など)が必要な(かた)です。次のような方々が登録対象になります。

- ① 高齢者：満65歳以上のかた
- ② 障害者：身体・知的・精神障害者
- ③ 要介護者：介護保険の要介護度が「3」以上のかた
- ④ 混在世帯：高齢者と障害者のみの世帯

※あくまでも目安で、この条件に該当しないかたの登録も受け付けますが、家族などの介助が期待でき、避難に支障のないかたは除きます。

■支援者とは

災害が発生したときや発生が予想される(かた)に、要援護者として登録されたかたの避難を支援する(かた)で、次のように行動します。

- ① 市が発信する避難準備情報を知ったとき、担当する要援護者に電話または訪問などで情報を伝達し、避難の準備を促す。
- ② 避難が必要になったとき、担当する要援護者に避難支援を行い、決められた避難場所へ誘導する。

※要援護者本人に心当たりがあればその(かた)を優先しますが、決まらない場合は、民生委員を中心に福祉員や町内会などの協力を得て選出します。

【記入例】

▼登録の際には、このような申請書を記入してもらいます(申請書は福祉課総務係にあります)。

様式第1号
大館市災害時要援護者登録申請書(兼 台帳)

平成24年5月10日
大館市長 様

私は、大館市災害時要援護者避難支援計画に基づく災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。
また、私が届け出た下記の個人情報や、市が自主防災組織(町内会長等)、社会福祉協議会、民生委員、福祉員、消防署その他計画に基づく関係機関等の避難支援活動に使用することに同意するとともに、緊急連絡先記載者からも登録の同意を得ていることを申し添えます。
【氏名】 福祉 一郎

地域名	大館	地区名	城南・東	町内名	桂城			
要援護の理由	高齢者 ・ 障害者 ・ 混在世帯 ・ その他							
住所	〒017-8555 大館市 字中城20		電話	49-3111				
フリガナ 氏名	フジ 福祉	イナノウ 一郎	性別	男	女			
生年月日	大 平 10年10月10日		建物構造	木造・鉄筋・ブロック 2階建				
家族構成・ 状況	(2人家族) 妻 ハル(75歳) 元気が持病あり 歩行やや困難		普段居る部屋	1階の玄関入ってすぐ左				
緊急時連絡先	続柄	長男	氏名	福祉 太一	住所	早口字上野43-1	電話	43-7099
	続柄		氏名		住所		電話	
	続柄		氏名		住所		電話	
特記事項(特別に必要な支援内容、かかりつけ医等)	民生委員 大館花子 健康状態 良好、介護度3 かかりつけ医 市立総合病院(43-4151)							

※ここからは記入しないでください。

あなたの 避難支援者	氏名	住所	電話
	長寿 志郎	字三ノ丸103-4	42-8100
	氏名	住所	電話
	佐藤 五子	字中城20-1	43-7025

登録を勧めるために民生委員や市職員がご自宅に伺います

福祉課では、現在地区の民生委員に協力していただきながら、要援護者登録作業を進めています。

ご自宅に伺った際には、要援護者本人や家族に登録の必要性を十分に理解していただき、また、申請書に書かれた個人情報や民生委員や福祉員などが避難支援活動に使用することに同意したうえで署名してもらいます。安全に、安心して避難するために、ぜひ登録をお願いします。

ご希望があれば説明会を開催します

要援護者登録や要援護者支援管理システムについて、もっと詳しく知りたいという(かた)や町内には、職員が伺って説明会を開催します。説明会後の登録も受け付けますので、お気軽にご連絡ください。

※職員などの訪問がなくても、避難に不安があるなど、自分の意思で登録したいという(かた)は、福祉課または地区の民生委員までご連絡ください。

市職員と地区の民生委員以外が訪問したり電話を掛けたりして登録や相談を持ちかけたりすることはありません。不審な訪問者や電話にはご注意ください。